

## 学校運営組織における新たな職「主幹」の設置に向けて（概要）

### 学校運営組織の現状と課題

#### 1 学校運営組織の見直しの必要性

21世紀を担う児童・生徒の健全育成のため、教育や学校の変革への期待が高まってきている。先行き不透明と言われる現在、これからの学校は、どのような課題に対しても、柔軟かつ機動的に対応していかなければならない。このため、下記の点に留意し、新しい学校運営組織の創造に努めていく必要がある。

課題に対する迅速・的確な対応

保護者や地域ニーズへの積極的な対応

教育の地方分権や課題の多様化への対応

#### 2 現在の学校運営組織の問題点

様々な教育課題に対して、学校では、校長・教頭をはじめ多くの教職員が努力を重ねてきた。しかし、急激な社会変化や、それに伴う子どもや保護者などの学校教育への要望に対しては、必ずしも迅速・的確に対応してきたとは言い難い状況も多く見られる。

このため、以下の学校運営上の問題点を、今後の学校運営の改善の視点とすべきである。

意思決定のシステムが十分機能していないこと

教職員間に、「横並び意識」が存在していること

学校組織が、いわゆる「鍋蓋型組織」になっていること

#### 3 現行の主任制度について

学校運営組織の問題点を解決するためには、指導・調整層である主任の役割が重要である。このため、東京都教育委員会は、主任制度を適正に機能させるため、近年になって次のような取組を順次行っている。

授業持時数の軽減

発令方式の改善

企画調整会議の構成員

主任研修の実施

国（文部省）への要望

### 新たな職の設置について

#### 1 現行主任制度の限界

現行の主任制度は、権限、選任方法等の点で、以下のような制度上の限界があり、制度を学校に定着させる取組だけでは、望むべき学校運営組織の構築は困難である。

監督権限を持たないこと

主任が「職」として設置されていないこと

主任としての能力の育成が難しいこと

主任の職責に見合った教育職員給料表の級が置かれていないこと

#### 2 指導・監督層に求められる職責

現在の学校運営組織に、経営層である校長・教頭と、実践層である教諭等との調整的役割を行い、自らの経験を生かして教諭等をリードしていく指導・監督層を設置する必要が

ある。

教頭の補佐機能.....学校運営に対する意見の具申や相談などによる学校運営の充実

調整機能.....担当校務の状況把握と学年間や校務分掌間の調整

人材育成機能.....教諭等への適切な指導・助言と校内研修の実施

監督機能.....適切な指示による担当校務の進行管理

### 3 新たな職の基本的な考え方

「学校教育法」及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に定める組織編制権に基づき、学校運営組織に、監督権限をもった職（以下「主幹」という。）を新たに設置し、教諭をもって充てる。

主幹の職責.....担当する校務に関する事項について、教頭を補佐するとともに、教諭等を指導・監督する。

主幹の任用管理.....選考合格者を主幹級の職員として各学校に配置するなど、任用管理（異動等）を行う。

主幹の処遇.....手当ではなく給料として支給する。給料表に新たな級（特2級）を設け、主幹級職選考合格者等に適用する。

### 4 新しい学校運営組織に期待される効果

主幹を置くことによる主な効果としては、学校の組織的な課題対応力が高まり、保護者や都民の要望に迅速かつ的確に対応することができるようになる。また、校長・教頭とともに主幹が、教諭等を指導育成する役割を担うことから、計画的な人材育成が可能となり、学校全体の教育力を高めることができる。

このことによって、学校は児童・生徒に対して、より質の高い教育を提供することが可能となり、地域に信頼される開かれた学校づくりを一層推進することができる。

#### 学校運営組織への新たな職の配置

主幹を、学校運営組織に設置した場合の各校種別の基本的な考え方及び組織図（例）は、4頁に掲載する。

#### 教頭職との関連について

主幹は、担当する校務について、教頭を補佐することを主な職責とする。このことから教頭の管理スパンは適正なものとなり、学校の管理職としての役割を十全に果たすことが可能となる。

#### 主幹選考について

##### 1 選考の名称

「主幹級職選考」とする。

##### 2 受験資格

「満38歳以上56歳未満、都教職経験10年以上」とする。

##### 3 合格者数の設定

校種ごとに、必要な主幹数を算定し、任用及び異動管理上の計画に基づき合格者数を設定する。

#### 4 選考方法

書類選考、業績評価及び面接とする。

#### 5 選考の実施時期

異動事務作業、教育管理職選考の実施時期等から、7～9月頃とする。ただし、初年度（平成14年度）は、11月下旬から12月上旬の間に選考を実施する。

### 主幹職の任用管理について

#### 1 主幹への任用

##### 昇任時の任用

現任校または現任校以外の学校等に異動の上、主幹級に任用する。

現任校で昇任する場合は、現任校における勤務年数にかかわらず、3年以内で異動させる。

##### ジョブ・ローテーションの実施

主幹は、原則として同一の主任を3年程度兼務することとする。また、校長は、主幹が同一校に勤務する間に、異なる分掌の主任を計画的に経験させることとする。

#### 2 主幹の定期異動

##### 異動方針

原則として、現任校における主幹としての勤務が6年を超える者を異動対象とし、8年になる者は必ず異動させるものとする。

##### 異動方法

主幹職は、東京都教育委員会の指定する学校に異動する。

##### 異動申告書

異動は、自己申告書及び異動についての校長所見を用いて行う。

#### 3 主幹の配置計画

##### 平成15年度

配置予定者数は、全校種で2,400名程度とする。なお、現任校で主幹職に昇任できる人数は、小学校及び盲・ろう・養護学校は2人、その他の校種は3人までとする。

##### 平成16年度以降

主幹級職選考の申込状況等を勘案しながら、段階的に配置していく。

#### 4 その他

人事考課制度において、主幹職用の自己申告書を作成するとともに、主幹職として業績評価を行う。また、主幹研修を実施する。

### おわりに（今後の検討課題）

平成15年度から、主幹制度を全ての公立学校に円滑に導入するため、残された課題である人材育成の方策や新しい制度の周知方法及び実施に当たっての諸課題について、引き続き検討を行っていく。

## 【学校運営組織への新たな職の配置】

### 各校種別の基本的な考え方

校務を以下のとおり分類し、主幹が、校種ごとに定めた分担に基づいて、各分掌を所管し、担当する校務について教諭等を指導・監督する。

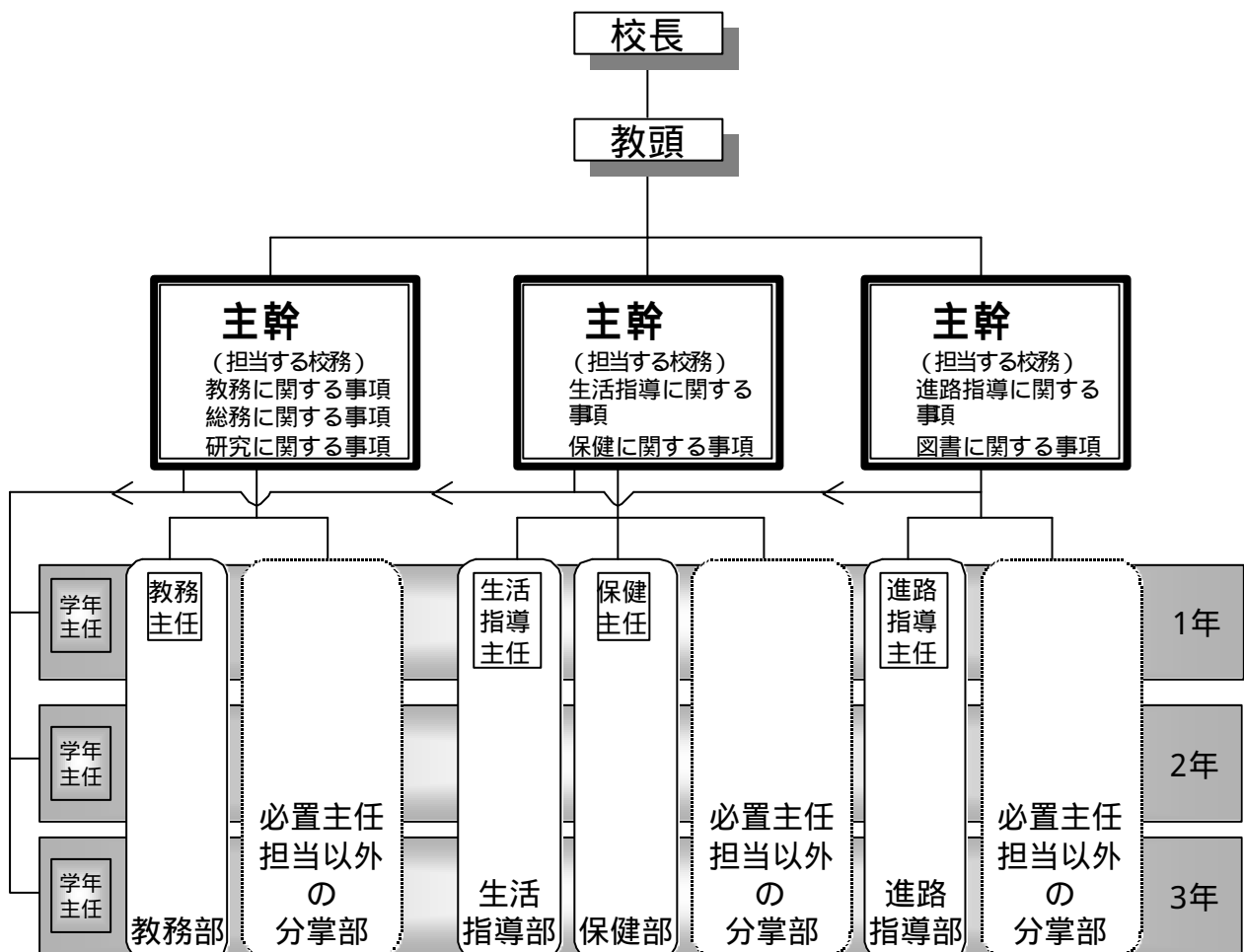
なお、主幹は主要な主任を必ず兼務することとする。

教務に関する事項 保健に関する事項 研究に関する事項	生活指導に関する事項 総務（庶務）に関する事項	進路指導に関する事項 図書に関する事項
----------------------------------	----------------------------	------------------------

各校種ごとに置く主幹数は、原則として、次のとおりとする。

- ・小学校 2名
- ・中学校 3名
- ・全日制高等学校 6名
- ・定時制高等学校 1名
- ・盲・ろう・養護学校 5名

### （例）中学校の新しい学校運営組織



主幹 は、教務主任を兼務する。

主幹 は、生活指導主任を兼務する。

主幹 は、進路指導主任を兼務する。